

第4回とよだ保育園民営化に関する説明会 資料

(1) ガイドラインについて (要点)

◆ 2. 民営化の進め方

- ・保護者への十分な情報提供を行い、保護者の意見・要望を伺いながら実施する。
- ・子どもへの影響、負担軽減を最大限重視して取り組む。
- ・新たな費用負担が発生しないように努め、費用負担が生じた場合は保護者と協議の上で決める。

◆ 4. 委託事業者の選定方法

- ・社会福祉法人を対象とした公募を行う。
- ・公募方法は、保護者と学識経験者の意見を取り入れて作成する「公募要領」で定める。
- ・市は多くの事業者が公募に参加するように最大限の努力を行う。
- ・事業者を選定するための委員会にはとよだ保育園保護者、学識経験者、公立保育園園長職を含める。

◆ 5. 運営事業者の条件

①保育の質や経営の安定性を確保するために遵守する事項

- ・保育所保育指針に基づく保育内容
- ・関係法令、都及び市の指導
- ・積極的な人材育成、質の高い職員の確保
- ・園長及び主任保育士は常勤・専任とし、資質・能力と経験を有する者とする
- ・事業運営における健全性、透明性の確保。安定的・継続的な運営
- ・施設内調理、アレルギー対応を行うこと
- ・障害児保育、地域の子育て支援を行うこと
- ・第三者評価制度の積極的活用や苦情処理制度の整備
- ・開所時間 7時～18時、延長保育1時間以上、休園日は日・祝日・12/29～1/3、定員130名
- ・延長保育料及び市が認める実費徴収以外の徴収を行わないこと。
(民営化前の在籍児については、民営化後の延長保育料が現在より高くなる場合は市が負担)
- ・保育内容の引き継ぎ内容や問題点については保護者・市・事業者の三者で構成する三者協議会で話し決めること

②保育環境の変化による負担を最小限とするために遵守する事項

- ・民営化の1年前から引継ぎ準備を開始すること。6か月前からは担任予定者を配置すること。
- ・事業の引継ぎを行うこと。市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導すること。
- ・民営化後はとよだ保育園の1～4歳の各クラス担任を1年間派遣し合同保育を実施すること。
合同保育の期間については、三者協議会の決定により短縮できるものとする。

◆ 9. 転園を希望する場合について

- ・平成27年度のとよだ保育園在園児については、平成27～31年度の転園申請において、調整指数10点加点の優遇措置を実施する。

(2) とよだ保育園民営化事業者公募要領について (要点)

◆ 4. 事業者の応募資格

- ・日野市内で5年以上、認可保育園の運営実績がある社会福祉法人
- ・経営基盤及び社会的信用を有していること
- ・3年連続して損失を計上していないこと
- ・直近の指導検査で文書指摘を受けていないこと。ただし、適正な改善報告がされている場合は除く。

◆ 6. 運営等の条件について

(職員配置)

- ・園長…常勤・専任。勤務経験15年以上。管理職の資質・能力及び経験を有する者。3年間は市の指定する職員とすることも可能。
- ・主任…常勤・専任。勤務経験10年以上。保育士を指導する資質・能力と経験を有する者。3年間は市の指定する職員とすることも可能。
- ・担任…常勤。勤務経験5年以上を1/3配置する事
- ・クラス担任の変更を年度途中に行わないこと。3年間は園長の交代を行わないこと。2年間は保育士の交代を行わないこと。

◆ 7. 現状と民営化後の比較について

- ・園名…とよだ保育園を引き継ぐ
- ・定員…110名→130名
- ・保育行事…原則引継ぎ実施
- ・延長保育料…法人の規定による (H29年度在園児については差額が発生した場合は市が補助)

◆ 8. 事業者の選定方法

- ・一次審査 (書類審査) …応募資格を満たしているかどうか、事務局が審査する。
- ・二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) …選考基準表に基づく、選考委員会による採点方式。平均点が65点/105満点 (全委員の評価点を合計し平均点を算出) に満たない場合は失格とする。応募が1事業者の場合も同様。

※評価のポイント及び選考基準表は公募要領に掲載

◆ 公募スケジュール

4月20日～6月30日	公募要領配布・受付期間
5月 2日～6月15日	質問受付・回答期間
6月30日	応募書類提出期限
7月15日	1次審査結果通知
7月30日	2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)
8月10日	選考結果通知